

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく「とうがらし類」「しょうが」「カリフラワー」「ブルーベリー」「大麦」「いちご（種子繁殖型）の県慣行レベル案に対する意見

お名前	三重県生活協同組合連合会
ご住所	三重県津市羽所町 379 番地
ご連絡先（電話番号等）	059-228-9913

<p>該 当 箇 所 ※該当する内容等をご記入 ください。全般にかかる 場合は、「全般」と記入し てください。</p>	<p>意 見</p>
<p>「全般」</p>	<p>1、三重県は、比較的多品種・小規模での農産物の栽培がおこなわれています。消費者が安心して県産品を購入できるよう三重県では「みえの安心食材」の認定がすすめられています。認定農産物である「ズッキーニ」や「カリフラワー」、「ウコン」などに三重県の慣行レベルが示されていません。また、「さやえんどう」や、「みつば」、「しそ（えごま含む）」、「ルッコラ」なども特別栽培農産物としてのガイドラインを設定することで、生産者の励みや参加の機会が増えるよう要望します。</p> <p>2、関連部局との連携による収去検査（残留農薬検査、指定外農薬の使用検査）、監視、指導、点検を強めてほしいと考えます。県産品の安全確保にむけた取り組みが強化されるよう要望します。</p> <p>3、三重県内で生産される「みえの安心食材」や、「特別栽培農産物」の県内消費を広げるため行政と協同組合（農業協同組合や生活協同組合）の強い連携が必要ではないかと考えます。生産者と消費者への啓発と情報提供をすすめていただけるよう要望します。</p>

※ 用紙が不足する場合は適宜追加してください。